

7 消安第809号-1
令和7年5月13日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統



除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統 (飼料) に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統」については、令和 6 年 6 月 26 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から組換え DNA 技術応用飼料の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、テンサイ育成系統 04E05B1DH05 を宿主とし、グリホサートへの抵抗性を持たせるため、*Agrobacterium sp.*CP4 株に由来する改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されている。さらに、グルホシネートへの抵抗性を持たせるため、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子が導入されている。さらに、ジカンバへの抵抗性を持たせるため、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株由来の改変 *dmo* 遺伝子が導入されている。

3. 付与される形質の概要

導入された改変 *cp4 epsps* 遺伝子によって発現する改変 CP4 EPSPS たん白質は、除草剤グリホサートによる活性阻害を受けずシキミ酸経路が機能するため、除草剤グリホサートの存在下でも正常に生育することができる。

また、導入された *pat* 遺伝子により発現する PAT たん白質は、除草剤グルホシネートを除草作用のない *N*-アセチルグルホシネートに代謝するため、当該テンサイは除草剤グルホシネートの阻害を受けず正常に生育することが出来る。

また、導入された改変 *dmo* 遺伝子によって発現する改変 KWS20-1 DMO たん白質は、除草剤ジカンバを除草活性のない 3,6-ジクロロサリチル酸とホルムアルデヒドに変換するため、当該テンサイは除草剤ジカンバの阻害を受けず正常に生育することができる。

4. 利用目的及び利用方法

本品目の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のテンサイと相違がない。

5. 海外の状況

本品目は、カナダにおいて飼料として承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。